

長野県民交通災害共済組合 個人情報保護に関する法律施行条例

令和5年2月2日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、組合長及び監査委員をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うべきとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(費用の負担)

第4条 法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける者は、実費の範囲内において実施機関が定める費用を負担するものとする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零とする。

(長野県民交通災害共済組合個人情報保護審査会)

第6条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の規定による機関として、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定又は長野県民交通災害

共済組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年2月2日条例第2号）第45条第1項による諮問に応じ、審査請求について審査するため、長野県民交通災害共済組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

- 2 審査会は、3人の委員をもって組織する。
- 3 委員は、識見を有する者のうちから必要に応じ組合長が任命する。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、組合長が審査会に諮って定める。

（補則）

第7条 この条例の施行に関し、実施機関が保有する個人情報の保護について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（長野県民交通災害共済組合個人情報保護条例の廃止）
- 2 長野県民交通災害共済組合個人情報保護条例（平成17年12月2日条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に廃止前の旧条例第2条第2号に規定する個人情報の保護の取扱いに従事していた同条第1号に規定する実施機関の職員である者若しくは職員であった者に係る旧条例第4条の規定によるその職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例第10条第1項、第13条第1項又は第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する記録情報の開示、訂正及び利用中止については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前において旧条例第19条第1項に規定する長野県民交通災害共済組合個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧条例第19条第5項の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお、従前の例による。